島本町産後ケア宿泊型事業　事業者向け説明資料

１　募集の概要

島本町産後ケア宿泊型事業を実施するにあたり、産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、適切な事業運営が確保できると認められる事業者を募集するもの。

２　業務内容

仕様書に記載のとおり。

３　実施要件

1. 施設の要件
   1. 島本町、高槻市において宿泊型事業を実施する施設であること。
   2. 医療法に定める病院若しくは診療所（産科又は産婦人科を標榜するものに限る。）又は分娩を取り扱う助産所であること。
   3. 産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、宿泊型事業を委託することを町長が認めた施設であること。
   4. 利用者へ宿泊型事業のサービス内容を提供するための居室が確保されていること。
   5. 入浴またはシャワー設備及び沐浴設備を有すること。
   6. 食事の提供ができること。

1. 従事者の要件

２４時間体制で１名以上の助産師、保健師または看護師を配置すること。また、必要に応じて、心理に関しての知識を有する者及び育児に関する指導や育児サポートを実施するに当たり必要な者を配置すること。

1. その他の要件
   1. 仕様書に規定するサービスを提供できること
   2. 助産所にて本業務を実施する場合は、利用者の病変その他緊急時に母子を受け入れる協力医療機関と緊急時の対応について文書で取り決めを行い、あらかじめ写しを本町へ提出すること。
   3. 本町との円滑な連絡体制を確保すること
   4. 契約書、仕様書及びその他諸法令等を遵守すること

1. 契約期間

契約締結日から令和８年３月３１日まで

1. 仕様書

別紙参照

1. 委託料

別表１の委託料金額から別表２の金額を減じた額とする。事業者は、別表２のとおり利用者の階層区分に応じて利用者から利用料を徴収すること。

７ 事業開始までの流れ

（１）応募（申請）

（２）申請書類の点検（書類不備や疑義があればご連絡させていただきます。）

（３）契約締結

（４）本業務の開始

８ 応募（申請）に関する事項

1. 提出先

〒618-0022

大阪府三島郡島本町桜井三丁目４番１号　ふれあいセンター内

島本町　健康福祉部　すこやか推進課

電　話：０７５－９６１－１１２２

ＦＡＸ：０７５－９６１－１１１６

メールアドレス：kenkou@shimamotocho.jp

1. 提出書類
   1. 島本町産後ケア宿泊型事業受託事業者申請書兼誓約書
   2. 事業者概要
   3. 事業実施の基本計画書
   4. 島本町産後ケア宿泊型事業の実施に係る協力医療機関との連携確認書の写し（助産所のみ）
   5. 本業務実施予定施設の平面図（任意様式）
   6. 事故発生時の対応マニュアル（任意様式）
   7. 災害発生時の対応マニュアル（任意様式）

⑧ 損害賠償（保険加入または積立金）の加入が確認できる書面（複写可）

上記のうち、「②事業者概要」「③事業実施の基本計画書」内の施設概要、設備項目については、当該項目が記載されたパンフレットやリーフレット等で代用可能とする。「④島本町産後ケア宿泊型事業の実施に係る協力医療機関との連携確認書の写し（助産所のみ）」については、協力医療機関との連携が確認できる書類の写しに代えることができる。

1. 書類の提出方法

事前連絡の上、郵送または窓口にてすこやか推進課宛に提出

９ 契約を締結した事業者名等の公開

契約を締結した事業者については、事業者名、事業実施施設名、事業実施施設所在地等について本町ホームページにおいて公表する。

10 注意事項等

(１)　応募（申請）に要する諸費用は応募者の負担とする。

(２) 提出された書類については返却しない。

(３)　提出後に辞退するときは、辞退届（任意様式）を提出すること。

(４)　契約の更新については、協議の上決定する。前年度に事業の委託を受けている場合は、前年度の申請内容から変更がない場合に限り、前年度の３月１５日までに受託事業者更新確認書をすこやか推進課宛に提出することにより、実施申請書類の提出に変え、契約の更新手続きを行うことができる。ただし、前年度の申請内容から変更がある場合は、改めて実施申請書類を提出すること。

別表１ 委託料

|  |
| --- |
| １日あたりの委託料（税込） |
| ２７,５００円 |
| （加算額） ３,６００円 |

※当該利用に係る乳児が多胎の場合、上段に掲げる額に２人目以降１人につき下段に掲げる額を加算する。

※宿泊型を１泊利用した場合は（１日あたりの委託料）×２日、２連泊した場合は（１日あたりの委託料）×３と計算する。

別表２ 利用者負担金（利用料）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 階層区分 | １泊あたりの利用者負担（税込） |
| Ａ | 市町村民税非課税及び生活保護世帯 | ０円 |
| （加算額）　　 ０円 |
| Ｂ | 市町村民税課税世帯 | ３,０００円 |
| （加算額）　 ３５０円 |

※当該利用に係る乳児が多胎の場合、上段に掲げる額に２人目以降１人につき下段に掲げる額を加算する。